

## 5.2 土砂災害リスクを軽減させる防災インフラ整備

### (1)自力避難が困難な要配慮者の安全確保

高齢者利用施設や児童福祉施設など要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域内に含まれる箇所について、ハード対策を実施します。

#### ○目標

令和6年度までに要配慮者利用施設45施設の土砂災害リスクを軽減する。



図24 要配慮者利用施設の事例(左:高齢者利用施設 右:児童福祉施設)

### (2)異常気象時の安全な避難場所の確保

地域防災計画に位置づけられている避難所が土砂災害警戒区域内に含まれる箇所について、ハード対策を実施します。

#### ○目標

令和6年度までに地域防災計画上の避難所64箇所の土砂災害リスクを軽減する。



図25 地域防災計画に位置付けられた避難所の事例

### (3) 著しい被害が生じるおそれのある区域の安全確保

土砂災害により、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい被害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域内に人家が5戸以上含まれる箇所について、ハード対策を実施します。

#### ○目標

令和11年度までに人家約600戸の土砂災害リスクを軽減する。

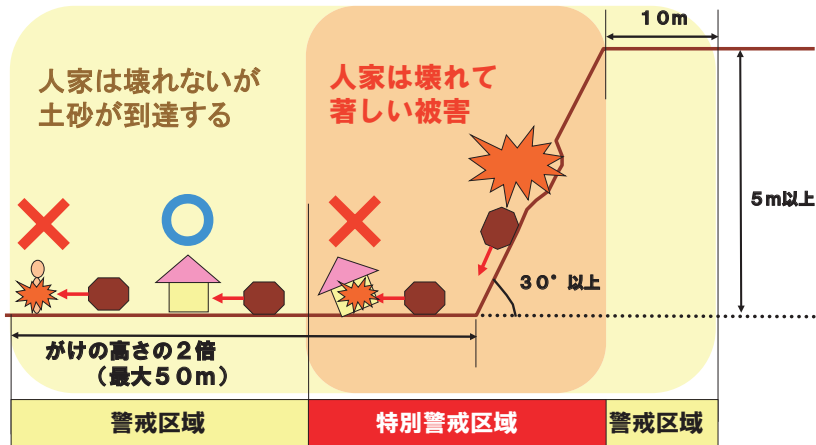


図 26 土砂災害特別警戒区域の指定イメージ

### (4) 多くの人家に被害が生じるおそれのある区域の安全確保

土砂災害警戒区域内に人家が50戸以上など人口や資産が集中する箇所について、ハード対策を実施します。

#### ○目標

令和11年度までに人家約3,000戸の土砂災害リスクを軽減する。

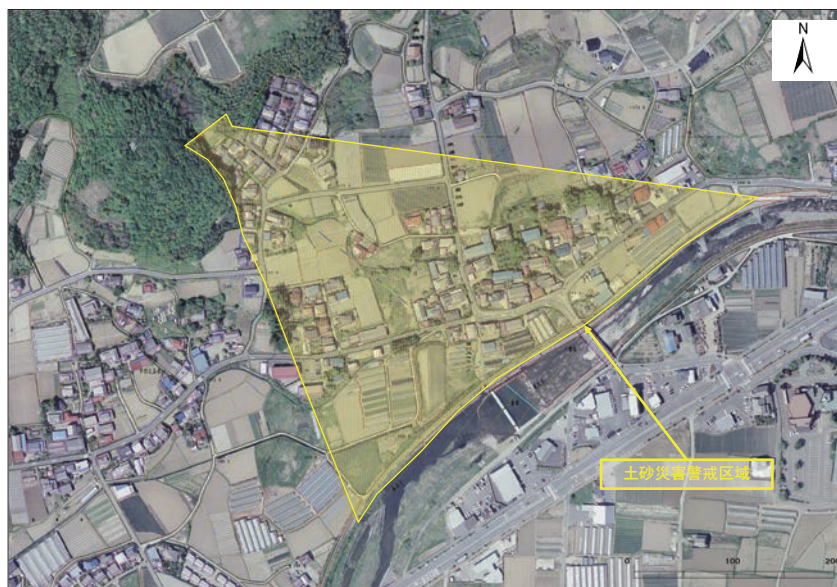


図 27 土砂災害警戒区域内に多くの人家が含まれる箇所の事例